

第149号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 外国人の雇用を巡って
2. JFCの問題から
3. 技能実習生関連記事から
外国人技能実習生、労災とまらず千人超 過労死手続きも
4. 日本を離れる外国人に ～ 脱退一時金の請求とその税金の還付
5. 美術展案内 ユトリロとヴァラドン ～ 親と子の物語
円空・木喰展 ～ 微笑みに込められた祈り
6. お知らせ 法律相談会
フィリピンの文化をご存知ですか
7. ケラメイコス 絵唐津の湯呑
8. 本の紹介 かわいい仏像たのしい地獄絵 須藤弘敏・矢島新 著
9. 今月の言葉

外国人の雇用を巡って

不法就労・不法就労助長罪・外国人雇用状況の届出

外国人の雇用を巡っては注意すべき点が少なくありません。技能実習生の雇用関係をみても法律ではっきり書かれているにもかかわらずその適用が現実には認められていないと言う重大な問題もありますし、指針や法律に違反すれば罰則の適用を受けるということもあります。私たちはどちらかと言うと自分に都合のいいように解釈しているところがあるため突然こうした罰則を受けたと聞いて驚くこともあります。同時に、文言化されていない事を逆手にとって法律にはこう規定されていると勝手なことを言う人たちもいます。知った上で虚言を吐くのは問題外として、やはり法律を知っておかなければ思わぬ損害を被ることもあります。そんなものの一つに不法就労の問題があります。事後的に相談を受けても警察に簡単な状況を確認する程度のことしかできず、後は、家族から事後経過を教えてもらうだけの話で、あまり関心もなかったのですが不法就労と罰則について整理してみました。

外国人からの相談を受けていると、専門外の在留資格やDVと言った問題また不法就労で警察に捕まったとの話しや、偽装結婚がらみの相談も飛び込んできます。労働問題以外の知識の持ち合わせはないものの相談が来れば断るわけにもいかず、というよりも興味を引かれてクビを突っ込んでしまいます。その結果、なかなか知り得ない世界を知ることができるのは面白いと言っても怒られますが、そう言わざるを得ない世界が私たちの身近にいる外国人の中には普通にあります。そうしたものの一つに不法就労の問題があります。不法就労については本人や身近にいる人の口から聞こえてくることはまずありませんので警察に捕まった後からの話となり、相手のス

トレス解消のために話しを聞くだけといえます。ただこうした相談は不法滞在している人たちについてのもではなく。短期の在留資格で家族訪問して来た人たちが不法就労して捕まったと言う話しです。

最近相談があったものの一つは、お姉さんの所に来たついでに水産業でアルバイトしたら、本当の所は分かりませんが、お姉さんと仲が悪い人が警察に通報したというものでした。あと一つは、たびたび短期在留資格で来日していることに疑問を持った入管にマークされて捕まったと言うものでした。

短期在留や留学のように労働が認められていない在留資格の人が労働すると入管法違反の罪に問われます。入管法も労基法と同じように罰則規定が設けられています。ただ違うのは、労基法違反で罰則が起用されたという話を聞く事はまずありませんので違反しても特段心配する必要はないのですが、入管法については確実に罰金が科されることになり、帰国させられることになります。このあたりのことは理解されているため関係者が口にするには無いのでしょうか。

外国人が来日する時には日本での活動に見合った在留資格が与えられ、それ以外の活動は禁止されます。また留学や観光などの在留資格は労働すること自体が認められていません。しかし留学については入管の許可が得られれば一定の制限の下で労働することは認められています。これに違反すると第70条の規定「三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。」に基づいて罰則が適用されます。同時に雇用した会社に対しても罰則(不法就労助長罪)が定められています。

第73条2

「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者」

先の例でも会社に50万円、本人に30万円程度の罰金が科されたと聞いていますのでこの辺りが一般的な額なのでしょうか。

余談になりますが、不法就労をあっせんした者にも罰則が定められていますので偽装結婚させて自分のバー等で働かせている場合はこれに該当するのでしょうか、偽装結婚と認定するのは非常に難しい為、第二十二條の四の第七号の規定に従って、日本人の配偶者等で6か月以上その配偶者としての活動をしていない場合には在留資格が取り消され、第24条により退去強制となります。この場合、第5条第9項の規定によってはじめての出国命令を受けた者については5年間(2回目以降は10年間)日本に入国することが禁止されます。この辺りは不法就労者にとっても同様の話となります。

ちなみに、退去強制命令が出る不法行為を行なっている者を通報し、退去命令が出ると5万円以下の報奨金を支払うとの規定(第66条)もあります。実際どの程度の不法就労者がいるのか分かりませんが、正規に入国した人で在留資格の更新をしないまま日本に住んでいる外国人は下記【表1】の人数となります。

外国人は、「不法就労はいけない。捕まれば帰国させられる。」とのことは十分知ってはいても「分かる訳がない」といった軽い気持ちで働いていると思います。しかし雇い主は入管法や労働法の知識もないまま当然こうした罰則についても知らないまま外国人を雇用しているのが現実でしょうし、日本人の働き手がみつからないためと言う面もあるのかもしれませんが。その結果が罰金を科されることになり、技能実習生を雇用していれば受け入れ停止となり大きなダメージを受ける結果ともなります。

こうした不法就労外国人をなくすため雇用対策法が改正され平成19年10月1日以降外国人を雇用した全ての事業主にその旨届出ることが義務付けられています。届け出る先はハローワーク

となります。雇用保険の適用事業所だけが対象ではなく雇用保険と無関係な事業所も含めた外国人を雇用する全ての事業主に義務づけられています。このことに関しては、「外国人雇用はルールを守って適正に」というパンフレットが作成され、在留カードの見方、各在留資格の説明や届出様式などが示されています。ちなみにこの届出をしなかったり、虚偽の届出をしたら30万円以下の罰金が科されることになっています。

一方、入管の関係を見ると、「外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止にご協力ください。」というリーフレットを作成しています。こちらはどのような場合不法就労となるか、また先に述べた罰金等、そしてハローワークへの届出義務について触れられています。

何れの場合も、不法就労であるかどうかをどのようにして判断するのかといった観点から観光等の短期滞在以外の外国人なら必ず持っている「在留カード」の提示を求める事、そして「在留カード」に記載されている在留資格によって就労可能か否か、また留学生等「就労不可」記載されている場合には、裏面に「許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」とあるか否かの確認、最も大切なのはその「在留カード」が有効期限以内であることの確認といえます。

【表1】 (入管の調査:平成27年1月1日現在)

	不法在留者数 (60,007人)				在留資格別不法在留者数 (60,007人)			
	国籍	人数	構成比	前年比	在留資格	人数	構成比	前年比
1	韓国	13,634	22.7	-4.2	短期滞在	41,090	68.5	-0.8
2	中国	8,647	14.4	4.7	日本人の配偶者等	3,709	6.2	-0.3
3	タイ	5,277	8.8	20.2	技能実習生2号口	2,831	4.7	66.6
4	フィリピン	4,991	8.3	-2.5	留学	2,806	4.7	1.0
5	台湾	3,532	5.9	-0.7	定住者	1,889	3.1	-3.3
6	ベトナム	2,453	4.1	66.8	その他	7,682	12.8	2.3
7	マレーシア	1,788	3.0	-1.7	【技能実習生の失踪者数】			
8	インドネシア	1,258	2.1	14.7	23年 1,115人 24年 1,532人			
9	シンガポール	1,066	1.8	-1.2	25年 2,822人 26年 4,851人			
10	ブラジル	988	1.6	-2.5	上記の人数と比べるとほとんどが帰国しているようです。失踪理由は??			
	その他	16,373	27.3	-3.8				

JFCの問題から

今年の2月毎日新聞のトップに「新日系人に不法就労強要」との記事があり、見出しの部分に次のように記載されていました。

「日本人の父親とフィリピン人の母親との間に生まれた「新日系フィリピン人」(JFC)の母親らをパブで不法に就労させたとして、岐阜県警は14日未明、自称コンサルタントの容疑者ら男女9人を入管法違反(不法就労助長)容疑で逮捕した。容疑者は来日を仲介するブローカーで「永住権が取れる」などとJFCの母子らを誘って短期在留資格で来日させていた。2009年の改正国籍法施行でJFCらの国籍取得が容易になったことを背景に、トラブルが増えているという。

婚姻関係のない日本人男性とフィリピン人女性との間にできた子供の認知を求めて短期在留資格で来日するフィリピン女性と子供は少なくありません。この記事の事件は、こうした人達を金儲けの対象として組織的に来日させ、認知裁判の判決が出るまでの期間生活費を稼ぐため不法就労させたと言うものです。当然、認知の問題と不法就労がワンセットとして組織的に行われているけれども組織的な犯罪としての摘発が出来ず、不法就労した、させたと言った点に絞って摘発が行なわれた事件です。

こうした組織的なシステムと関係なく来日した人たちについても認知を父親が簡単に認めてくれればいいのですが、認知を拒否され、裁判をするとすると短期在留資格を数度更新する必要も

生じ、その間の生活費をどうするかという問題も発生し、やむを得ず不法就労せざるを得ない人達もいるでしょう。中には、生活費は不法就労で賄うとの前提で来日する人も少なく無いのかもしれない。

以前、こうしたブローカーを介さず、またどのように進めるかも準備しないまま来日し、知り合いを頼って相談に来たケースがありました。たまたま関東に滞在していることから CTIC(カトリック東京国際センター)に依頼し、弁護士を通して進めることになり、手持ちのお金が少なくなり生活費の問題が発生しました。

新聞記事のように子供の認知を求めてフィリピン人が来日するに当たってのシステムの一つに次のようなものがあります。この例では、3者がワンセットとなって常に連携を取っています。

コーディネーター	大 家	弁護士
フィリピンで人集め 来日の手続き 日本での世話・管理	日本での住まいを提供 滞在中の管理・弁護士との連絡 弁護士も時々住まいを訪問	認知訴訟の手続き 在留資格の更新手続き
来日費用手数料等(運賃別途) 31千ペソ+2万円 来日後 20万円	家賃の徴収 生活費の貸付け?	訴訟費用90万円 在留資格更新1人1回5万円

これだけを見ると法律的に問題は無いし、それなりのシステムとして機能しているといえます。しかし認知がスムーズに進まず長期化すれば生活費や家賃支払いのために働かざるを得ないか、借金を重ねざるを得ないのが実情です。当然、認知を勝ち取る保証はありませんし、そうなれば莫大な借金を負って帰国せざるを得ません。うまく認知されれば働きながら返済していくことが前提とされているはずで、その間は何らかの拘束を受けて就労することになるでしょう。当然、日本に連れてくるコーディネーターは認知される見込みのある者を選ぶ必要がありますので、フィリピンで該当者を集めてセミナーを開き、持参させた資料を検討して確実に認知が得られる人を選抜して来日させています。JFCの母親はタレントとして来日した人が多いようなのでこの例でもタレントとして来日した時のブローカーだったそうです。

このシステムで問題があるのは、認知の対象となった子供たちが学校に通っていない事です。長い人では1年を超える子供もいます。義務教育期間の外国籍の子供には日本の学校に通学する義務がないからと言ってしまえばそれだけですがそれなりの配慮があるべきだといえます。技能実習生達と同様に教会に行ってはいけない、携帯所持禁止とか外部との接触も制限されており、子どもの就学も無視している状況を考えて何かしらうさん臭いものを感じてしまいます。

またこのシステムにかかわる人達の様々な気になる言動も聞こえてきます。特に、弁護士との契約書を見ると費用は90万円とびっくりする金額です。3人で分配するのであれば辻褄も合う様なところもあるし、他地域との連携を思わせるような情報もありますが、法律的に問題があるとすれば不法就労しかなさそうなのがこのシステムの特徴といえます。

連絡のつかなくなった子供が認知を求めて来日し、父親がよるこんで認知をして、日本での生活を支援してくれるのならいいのですが、逆に裁判で認知を求めざるを得なくなれば、家族内に問題を抱え込むこととなった父親は身から出た錆びと言ってしまえばそれまでの話ですが、逆に、父親の配偶者から JFC の母親が損害賠償を求めて訴訟を起したらどうなるのかと考えてしまいます。偽装結婚同様、JFC 認知ビジネスをしている人達の金儲けと子供の将来と来日して働きたい母親との思惑が一致しているためこのビジネスが成り立つのかもしれない。偽装結婚同様、倫理的な問題、現実の問題を考えると何とも複雑な思いに駆られ口を嚙まざるを得ません。

これとは逆に、正当な結婚をしながら、子どもに恵まれず、永住資格が取れる前に日本人の夫が死亡して帰国せざるを得なくなる人達もいます。この場合、主人の親族が財産を渡さないよう画策し、早期に帰国させようとする例も少なく無いようです。こうした話はいろいろ聞こえてきても一度聞いただけで終わってしまいます。その話の相談を受けたフィリピン人も同様に「連絡がない。」と言います。問題があるにもかかわらず眼の前を通り過ぎていきます。これは「他のフィリピン人に知られ、噂になるのが嫌だから」と説明してくれる人もいます。私自身は「私も含めて信用できる人はいない。弁護士も信用できない。」と考えているからだと思いますが

こうした障壁をどうしたら取り除けるか、取り除けなければ支援体制が出来ても十分機能しないのが現実です。

こうしたJFCとは別に、フィリピンに子供を残してきた人たちが子供を呼び寄せる例も少なくありません。当然義務教育年齢の子供たちは学校に行っても言葉の問題から不適應を起すことも少なくありませんし、学校側も対応に苦慮しているとの話しを聞きます。また長年日本で生活していても日本語が不自由な日系フィリピン人が少なくありません。最低でも日常的な日本語会が出来なければ勤務先との関係や転職の問題もスムーズにはいきませんし、子供の学校との関係、行政との関係等さまざまな問題が放置されたままとなっているのが現実です。労働問題もさることながらこの辺りの問題をどうにかしたいと思いつつも取組に苦慮しているのが現状といえます。対象となる人達の把握、行事を開催する場所の問題、またボランティアとして活動してくれる人達の確保の問題など問題は少なくありません。先日も、日本語会話のボランティアをしたいと言う人から「交通費は出るのか。」との問い合わせがありました。こちらから出向いていくとしても手弁当でお願いせざるを得ませんし、資料作成等当然その人の持ち出しをお願いしなければいけないため人材の確保は難しい問題といえます。

技能実習生関連記事から

外国人技能実習生、労災とまらず千人超 過労死手続きも

小林孝也 朝日新聞デジタル 7月13日(月)17時24分配信

政府が受け入れ拡大を図る外国人技能実習生の労災事故が、2010年に労働環境に配慮し制度が見直された後も増えており、13年度に初めて1千人を超えた。東海3県が上位を占め、岐阜では異例の過労死認定へ手続きが進む。

実習生の受け入れ団体や企業を指導する国際研修協力機構(JITCO)のまとめでわかった。機構が把握する労災事故は1993年度の制度導入から受け入れ拡大とともに増え、13年度は1109人に達した。

13年度に労災事故にあった人の国籍はアジアに集中し、中国705、ベトナム156、インドネシア118、フィリピン86。都道府県別では愛知が129と最多で、三重71、広島64、岐阜60、大阪58と続き、東海3県をはじめ製造業が盛んな地域が目立つ。

長時間残業による実習生の過労死も出ている。茨城県のめっき加工会社に勤めた31歳の中国人男性の過労死を、労働基準監督署が10年に認定。厚労省が統計を取り始めた11年度以降の認定はないが、朝日新聞の取材では、岐阜県の鋳造会社で働き27歳で心疾患で急死したフィリピン人男性の認定へ手続きが進んでいる。

JITCOは受け入れ側に「日本語の理解や作業上の危険情報の不足が原因で労災が起きたケースもある」と配慮を求めている。

外国人技能実習生の死亡事故(2013年度) JITCOのまとめから抜粋。丸カッコは入国後の期間

4月	男	20代(27ヵ月)	タイ	農薬を服毒し、農家敷地内の宿舎で倒れる
7月	男	20代(3ヵ月)	中国	休日ランニング中、交差点で車にはねられて
	男	20代(24ヵ月)	中国	工事現場で作業中、体調不良を訴え倒れる
8月	男	20代(8ヵ月)	中国	出勤時刻に現れず、宿舎の浴室で倒れていた
	男	50代(29ヵ月)	中国	宿舎で実習生とけんかし土間で後頭部を強打
10月	男	20代(27ヵ月)	タイ	部屋から返事なく入るとベッドで仰向けで死亡
12月	男	30代(13ヵ月)	フィリピン	宿舎で就寝中、体調が急変しベッドから転落
14年	女	30代(14ヵ月)	中国	魚の加工準備中、同僚の包丁が顔に当たる
1月	男	20代(29ヵ月)	ベトナム	機械の調整中に服が巻き込まれ、約8ヵ月後に
3月	女	30代(14ヵ月)	中国	自転車で帰宅中、飲酒運転の車にはねられて

日本を離れる外国人に 脱退一時金の請求とその税金の還付

日本に住んでいる人は年金保険に加入する義務があります。しかし、短期間で帰国する外国人は年金をもらうことができないため、手続きをすれば脱退一時金として返してもらうことができます。またこの、脱退一時金には 20.42%の税金が課税されますが、これも還付手続きをすれば全額返してもらうことができます。

外国人の友人がいる人はこの手続きの支援をお願いします。

1. 脱退一時金

外国人が日本から母国に帰った時、これまで支払った年金保険料の一部が還付されます。この手続きは、帰国したあと所定の用紙で請求します。

手続きは簡単なので自分でしてください

日本に書類を送って3カ月程度で銀行口座に振込まれます。

20.42%の税金が引かれます。(中国人も同様)

【注意事項】

日本を離れる前に、「在留カード」の表と裏の写真を撮っておいてください。

書類を日本に送る前に必ずコピーを取っておいてください。

トラブルがあったとき年金手帳(青いノート)に書かれている番号が必要になります。

2. 脱退一時金に対する税金の還付手続き

(1) 還付手続き

この手続きは日本に住んでいる人で無いとできません。

手続きをする人に対する委任状が必要になります。(所定の用紙：帰国前に入手してください)

脱退一時金の支給が決定すると、脱退一時金の支給金額とそれに対する税金と差引送金額が記載された支給決定通知書が送られてきます。

の委任状と の支給決定通知書を委任する人に送って下さい。

手続きを開始して1~2ヵ月で委任した人に税金が還付され、その後、あなたに送金されます。

(2) 手続きが出来る人

報酬を得て税金の還付手続きが出来る人は税理士に限られていますが、ボランティアであれば友人でも構いません。

3. 脱退一時金の額(厚生年金に加入にしていた技能実習生の場合)

残業があるかないか、多いか少ないか等賃金総支給額の違いによって脱退一時金の額も異なりますが、過去の例では、残業があって37万から38万円程度で、源泉所得税が7万円から8万円程度ありました。この源泉所得税全額の還付が受けられます。

「フィリピン人労働者を支援する会」への加入案内
年会費：技能実習生 500円 その他 1,000円
ボランティア募集中

【連絡先】

フィリピン人労働者を支援する会

小松社会保険労務士事務所 <http://srk2002.com/>

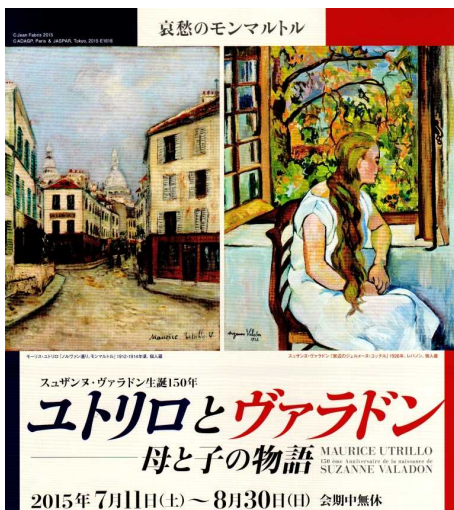
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

電話 090-7590-0215

特定社会保険労務士 小松公寛

ユトリロとヴァラドン 母と子の物語

2015年7月11日～8月30日 ひろしま美術館



本展は、ルノワールやロートレックのモデルを務め、ドガも認めるデッサン力を持った画家でもあったスーザンヌ・ヴァラドンと、その母への複雑な思いから絵を描き始めることになったモーリス・ユトリロの親子二人展です。芸術の道を選んだ親子は、いずれもパリの北に位置するモンマルトルで画家として開花しました。そんなモンマルトルの哀愁漂う街並みを描き続けたユトリロの作品、その源泉ともいえる、母であり力強い線描と色彩をあやつる画家でもあったヴァラドンの作品、合わせて約80点を紹介します。複雑な愛憎が入り組んだ親子関係という背景とともに、天才といわれたユトリロの芸術の源泉をさぐる展覧会です。(ひろしま美術館 HP から)

微笑みに込められた祈り

円空・木喰展

2015年7月17日～8月23日 岡山県立美術館



円空は、江戸時代のはじめの寛永9(1632)年に美濃国(岐阜県)に生まれました。

生涯で12万體彫るとの誓願を立てた円空は、32歳で像を彫りはじめてから、元禄8(1695)年に64歳で亡くなるまでの30年余りの間に、全国各地を旅しながら膨大な数の神像や仏像を残しました。

一般的に「円空仏」と呼ばれるそれらの像は、木の形や質感といった素材の魅力が最大限いかされ、鉋(なた)や鑿(のみ)の跡が荒々しく残る力強く鋭いもので、これまでにおよそ5400体が確認されています。

一方、木喰は、享保3(1718)年に甲斐国(山梨県)に生まれ、22歳で得度して仏門に入った後、穀物を断ち木の実や草のみを食べる木食戒の修業を積み、56歳で日本廻国の旅に出ました。61歳ではじめて像を彫って以来、80歳で一千体、90歳で二千体造像の誓願を立て、文化7(1810)年に93歳でその生涯を閉じるまで彫り続けました。

「微笑仏」と呼ばれる柔らかな笑みを湛えた丸みのある木喰の神仏像は、これまでに720体余りが確認されています。

本展覧会では、新発見・初公開を含む、円空と木喰の木彫像や関連資料およそ270点を展示することで、祈りを込めて彫り続けた二人の生きざまを紹介し、微笑みを湛えた個性的な円空像・木喰像の魅力に迫ります。(岡山県立美術館 HP から)

身近な法律相談会(第12回)

日時 平成27年 9月27日(日)
13時 ~ 17時 (受付終了は16時)

会場 カトリック幟町教会 多目的ホール
広島市中区幟町 4-42

教会の駐車場は使用できません。

相談員 **弁護士** 近藤 剛史・依田 有樹恵・田奥 明生
税理士 碧山 裕二
行政書士 栗林 克行
社労士 小松 公寛

フィリピンの文化をご存知ですか

1. テーマ **フィリピンってどんな国？食文化からみる歴史と社会**
2. 講師 吉田 舞 (広島修道大学非常勤講師)
3. 開催日時 平成27年 9月 5日(土) 13時から2時間程度
4. 開催場所 幟町カトリック教会 多目的ホール(大)
5. 参加料 無 料

ケラメイコス

絵唐津湯呑

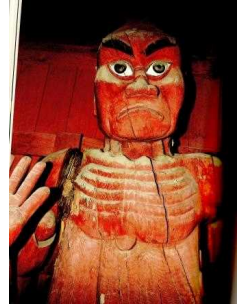
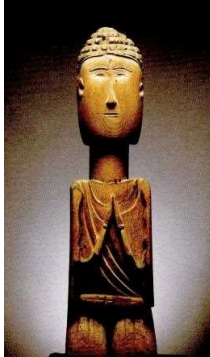


暑い夏が来ると思いだすのが、滝のように汗を流しながらテニスをしていた若いころのことです。テニスを始めて間もないころは雨が降ってもテニスコートに立ちたい、少しでもボールを打ちたい一心でした。シャツは水につかっているものを引き出して着ている状態で、木陰で休むと手には塩の結晶が沢山出ているのに気づきます。暑い季節になるとこの時のように汗をかきたいと思いながらビールを飲んで渴きを癒すのが精いっぱいです。ビールは焼き締めので器で飲むのが美味しいのですが、ここのところ唐津の涼しげな絵が描かれているこの細長い湯呑ばかり使っています。径が7cm、高さ9.5cm程度と小さいながら姿かたち手触りのいい湯呑です。ちなみに湯呑と呼んではいいますが箱にはピアマグとあります。(西岡良弘先生のもの)

本の紹介

かわいい仏像たのしい地獄絵

須藤弘敏・矢島新 著 パイ・インターナショナル 2,500 円



この本の題名を見るとふざけた感じの本の印象を受けますが、青森県と隣接した岩手県に見られる生活の中から生みだされたクダけた表現ながら心の底の苦しみ、悲しみを表した仏像を紹介しています。ページを繰るごとに大きなインパクトを与られました。私たちのイメージする仏像からは程遠く稚拙な仏像、素人の彫刻と切り捨てることもできるでしょうが、著者は「どんな姿であっても仏像でなければ訴えられない祈りがあったから、民間仏は長い期間にわたってつくられまた守られてきたことを忘れてはならない。」と述べています。また、「カミと仏の違いも少ない地方独自の信仰の場では、中央とは違う土地の感覚に沿った仏像や神像が必要だったのだ。」と述べています。新しくもたらされた信仰も100%ピュアな形で受け入れてしまえば心の底から湧き上がる信仰というよりも単なる新しい知識でしかないかもしれません。その土地には長い間に刻まれてきた歴史や習俗があり、私たちには知らないうちにそうしたものが身に沁みついでおり、そうしたものをすべてそぎ落とすことはできないと思います。そうしたことを意識したうえで新しい信仰を取り入れなければ本当の信仰とはならないでしょう。この仏像たちはその思いを新たにしてくれました。左の二つの仏様は大木の中心に宿る神仏を表しているように感じてしまいます。これら以外にもかわいらしい鬼の像などもあります。後半の地獄絵も見て楽しいものとなっています。こうしたものがつくられた背景には、「鬼や亡者の像を自分が地獄に落ちたときのシミュレーションとして見ていたのではなく、すでに亡くなった自分の親や子が地獄で苦しんでいる姿として見ていた方が圧倒的を多かつたはずである。」だからこそ「深い悲しみと痛切な祈りによってやさしくかわいらしくあらわされたのである。」と説明されています。

言葉

仏の教えは、文字に書き残されたものに過ぎません。経典の文字が、個人の身体において、具体的に肉化されなければ、教えは生きたものにはならないでしょう。

そういう意味で、禅の祖師たちは、「仏教」と「仏道」とをはっきりと区別されたのです。ブツダによって教え示されているものを、この自分の身体で実体験していくことが、「仏道修行」というものです。教え説かれたものは、真理そのものではなく、真理の存在を外から説いたもの、に過ぎないのです。

十牛図 西村恵信 P.43

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成27年 8月 1日 発行